

令和7年度
山梨県包括外部監査の結果報告書

環境保全対策に関する財務事務
(林政に関する事務・事業を除く)の執行について

山梨県包括外部監査人
公認会計士 野中孝憲

目次

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
2.1. 外部監査のテーマ	1
2.2. 外部監査対象期間	1
3. テーマ選定の理由	1
4. 外部監査の監査方法	2
4.1. 監査の対象	2
4.2. 外部監査の目的	3
4.3. 監査の基準	3
4.4. 監査の視点	3
4.5. 主な監査手続	3
4.6. 外部監査の実施期間	4
4.7. 利害関係	4
5. 外部監査の組織	5
II. 監査対象の概要	6
1. 我が国の環境政策の歩み	6
2. 我が国の環境基本計画	7
3. 山梨県の環境施策の歩み	9
4. 山梨県の環境基本計画	11
5. 監査対象とした施策事業	20
III. 外部監査の結果の総括	22
1. 総括的意見	22
2. 指摘事項又は意見事項の一覧	25
IV. 外部監査の結果	29
1. 山梨県環境基本計画全体	29
2. 森林環境部 森林環境政策課	39
2.1. 山梨県富士山科学研究所	39
3. 森林環境部 自然共生推進課	47
3.1. 生物多様性保全事業費	47
3.2. 鳥獣保護費	49
3.3. ニホンジカ個体数調整捕獲事業、特定鳥獣適正管理事業費補助金	51
3.4. 鳥獣保護管理人材確保・育成事業、狩猟管理指導費	54
3.5. 八ヶ岳自然ふれあいセンター管理事業費	58

3.6.	「名水の地」ブランド化推進事業	64
3.7.	公益財団法人やまなし環境財団	67
4.	森林環境部 環境整備課	69
4.1.	プラスチックスマート推進事業費	69
4.2.	排出実態の把握及び施策の推進等	74
4.3.	不法投棄防止対策事業費	76
4.4.	一般廃棄物処理施設整備指導費	82
4.5.	産業廃棄物最終処分場管理事業費	84
4.6.	環境整備事業団改革プラン策定事業費	87
4.7.	公益財団法人 山梨県環境整備事業団	91
5.	森林環境部 大気水質保全課	106
5.1.	大気汚染状況の常時監視費	106
5.2.	有害大気汚染物質モニタリング調査事業費	112
5.3.	微小粒子状物質（PM2.5）成分分析費	117
5.4.	公共用水域水質測定事業費	123
5.5.	山梨県浄化槽設置整備事業補助金	127
5.6.	地盤沈下調査事業費	135
5.7.	環境放射能水準調査事業費	139
6.	新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課	143
6.1.	再エネ設備導入支援事業費補助金	143
6.2.	脱炭素化推進事業費補助金	147
6.3.	公共交通電気事業車等導入支援事業費補助金	152
6.4.	水素エネルギー普及啓発イベント開催	155
6.5.	ゼロカーボンやまなし推進事業費	161
6.6.	県有施設LED照明整備事業費	162
7.	教育委員会事務局 社会教育課	166
7.1.	八ヶ岳少年自然の家運営費	166
7.2.	山梨県立八ヶ岳少年自然の家	167
8.	産業政策部 産業政策課/福祉保健部 福祉保健総務課/農政部 果樹・6次産業振興課 /総合県民支援局 まなび支援課/総合県民支援局 子育て・次世代サポート課	175
8.1.	省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金	175
9.	産業政策部 成長産業推進課	183
9.1.	水素・燃料電池分野基幹産業化推進事業費	183
9.2.	やまなし水素・燃料電池産業プレゼンス向上事業	185
10.	産業政策部 産業振興課	186
10.1.	商工業振興資金融資制度（環境対策融資）	186

11. 県土整備部 景観まちづくり室	192
11.1. 屋外広告物指導取締費	192
12. 企業局 電気課.....	212
12.1. 水力発電設備改良費、修繕費等.....	212
12.2. 小水力発電所建設費	217
13. 企業局 新エネルギーシステム推進課	218
13.1. P2G システム研究費（事業外固定資産管理費）	218
13.2. 米倉山太陽光発電等普及啓発費.....	226
13.3. 株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー	227
V. 結語	229

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定により実施した。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

2.1. 外部監査のテーマ

「環境保全対策に関する財務事務（林政に関する事務・事業を除く）の執行について」

2.2. 外部監査対象期間

令和 6 年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部は令和 7 年度

3. テーマ選定の理由

山梨県は県土の約 8 割を森林が占め、富士山や南アルプス、八ヶ岳などの山々がそびえ、豊富で清らかな水にも恵まれ、豊かな自然環境は県民に健康で快適な生活を営む基盤をもたらしてくれている。他方で、私たちが物質的豊かさと生活の利便性を追求してきたことで、廃棄物処理や生態系への影響、地球温暖化やオゾン層破壊など様々な環境問題が顕在化してきている。

山梨県では「山梨県環境基本条例」を定め、同条例で定める基本理念の実現に向けて「山梨県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、行政が連携を図りながら環境の保全と創造のための施策を展開しているところである。

また、県民が重要と考える諸課題についてのアンケート調査結果（出所：山梨県「県政モニターアンケート（令和 4 年 9 月実施）」）によれば、「地球の温暖化や砂漠化など地球規模での環境問題」（2 位）、「ごみ処理や河川の汚れなど日常の生活環境問題」（3 位）と環境に関する課題が上位に挙げられており、環境保全は県民の重要な関心事と考えられる。

以上により、環境保全対策は、県の行政において重要な領域であるとの認識から、今年度の監査テーマとして取り扱うこととした。

4. 外部監査の監査方法

4.1. 監査の対象

環境保全対策に関連する以下の部局課等を監査対象としている（令和6年度の包括外部監査の対象である旧林政部については今年度の監査対象から除外した）。

属性	部局課名等（※1）
本庁	森林環境部 森林環境政策課
本庁	森林環境部 自然共生推進課
本庁	森林環境部 環境整備課
本庁	森林環境部 大気水質保全課
本庁	新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課
本庁	教育委員会事務局 社会教育課
本庁	産業政策部 産業政策課
本庁	福祉保健部 福祉保健総務課
本庁	農政部 果樹・6次産業振興課
本庁	総合県民支援局 まなび支援課
本庁	総合県民支援局 子育て・次世代サポート課
本庁	産業政策部 成長産業推進課
本庁	産業政策部 産業振興課
本庁	県土整備部 景観まちづくり室
本庁	企業局 電気課
本庁	企業局 新エネルギーシステム推進課
出先機関	中北／峡東／峡南／富士・東部林務環境事務所
出先機関	山梨県富士山科学研究所
出先機関	中北／峡東／峡南／富士・東部建設事務所
施設	山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター（※2）
施設	山梨県立八ヶ岳少年自然の家（※2）
出資法人	公益財団法人やまなし環境財団
出資法人	公益財団法人山梨県環境整備事業団
出資法人	公益財団法人山梨県青少年協会
出資法人	株式会社やまなし hidroジェンカンパニー

※1：令和7年4月の組織改正後の名称である

※2：指定管理者制度を導入している。

4.2. 外部監査の目的

外部監査の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにあると認識している。特に包括外部監査制度の趣旨は、地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合规性の観点での限定的な保証を主として、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

4.3. 監査の基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

4.4. 監査の視点

- i) 環境保全対策に関する財務事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているか否かについて
- ii) 環境保全対策に関する財務事務の執行を合规性の視点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないか否かについて
- iii) 環境保全対策に関する財務事務の執行が効果的に実施されているか否かについて

4.5. 主な監査手続

特定の事件に対する監査手続としては、上記 4.4. に記載した監査視点に基づき、外部監査の本旨である財務諸表監査を基礎とし、併せて有効性・経済性及び効率性等を検証するための監査を実施した。

具体的な監査手続の概要は以下のとおりである。

(1) 所管課の業務把握

環境保全対策に関する財務事務の執行等に伴う関係所管課等の業務内容等の把握を行うため、以下の資料の提供を受けその内容について説明を受けた。さらに、当該資料の閲覧、分析等を実施した上で質問等の手続を実施した。

- ・組織図及び各所管課の所管事務
- ・山梨県総合計画における環境保全対策に関連する施策の内容及び実施状況
- ・その他所管となっている各種事業計画の概要等
- ・補助金・交付金一覧
- ・出先機関及び施設の概要（事業内容や予算状況、指定管理業務の状況など）
- ・入札の状況がわかるもの（一覧表）
- ・県出資法人の状況

(2) 抽出事業に対する監査手続の実施

金額的及び質的に重要であると判断し抽出した事業を対象とし、主に以下の事項について関連資料の閲覧、担当者への質問等の監査手続を実施し、当該事業に関する財務事務の執行について監査を行った。

- ・事業の概要
- ・事業の目的及び法令根拠等
- ・予算決算の執行状況

(3) 出先機関等に対する往査

出先機関及び施設に対して往査を実施し、現金及び現金同等物の実査、固定資産や備品の管理状況、施設の視察、委託料、工事請負費、負担金・補助金及び交付金などを中心として、当該出先機関や施設の財務事務の執行について、閲覧、質問、実査、観察等の監査手続を実施した。なお、指定管理制度を導入している施設については、併せて指定管理業務の実施状況、所管課のモニタリング状況等についてもその資料を入手閲覧し、質問等の手続を実施している。

同じく県出資法人についても往査を実施し、現金及び現金同等物の実査、固定資産や備品の管理状況、会計処理の状況等について資料を入手し、閲覧、質問等の監査手続を実施した。

4.6. 外部監査の実施期間

本監査は、令和7年7月14日から令和8年2月27日までを実施期間とした。

4.7. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

5. 外部監査の組織

包括外部監査人	公認会計士	野中孝憲
監査補助者	公認会計士	海野純矢
監査補助者	公認会計士	川口明浩
監査補助者	公認会計士	關野 孝
監査補助者	公認会計士	高岡敏夫
監査補助者	公認会計士	田中佑幸
監査補助者	公認会計士	山本 薫

Ⅱ. 監査対象の概要

1. 我が国の環境政策の歩み

我が国の環境政策は、公害対策から始まり、自然保護、地球環境問題、循環型社会、そして気候変動対策へと発展し、国際協調と国内法整備を進めながら持続可能性を目指してきた。現在では脱炭素社会の実現、循環型社会づくり、生物多様性の保全、気候変動適応といった多面的な課題に対応する総合的な政策体系へと発展してきた。

(1) 公害の社会問題化と対策（1950年代～1970年代）

- ・戦後の高度経済成長の影で、深刻な公害（水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく等）が発生
- ・1967年：公害対策基本法を制定
- ・1971年：環境庁の設立
- ・1972年：自然環境保全法を制定

(2) 地球環境問題・循環型社会・生物多様性への対応（1980年代～2000年代）

- ・1993年：環境基本法を制定
- ・1997年：京都議定書の採択（COP3）
- ・2000年：循環型社会形成推進基本法を制定
- ・2008年：生物多様性基本法を制定

(3) 気候変動対策と脱炭素社会への転換（2010年代～現在）

- ・2015年：パリ協定の採択
- ・2020年：2050年カーボンニュートラル宣言
- ・2023年：GX推進法を制定

2. 我が国の環境基本計画

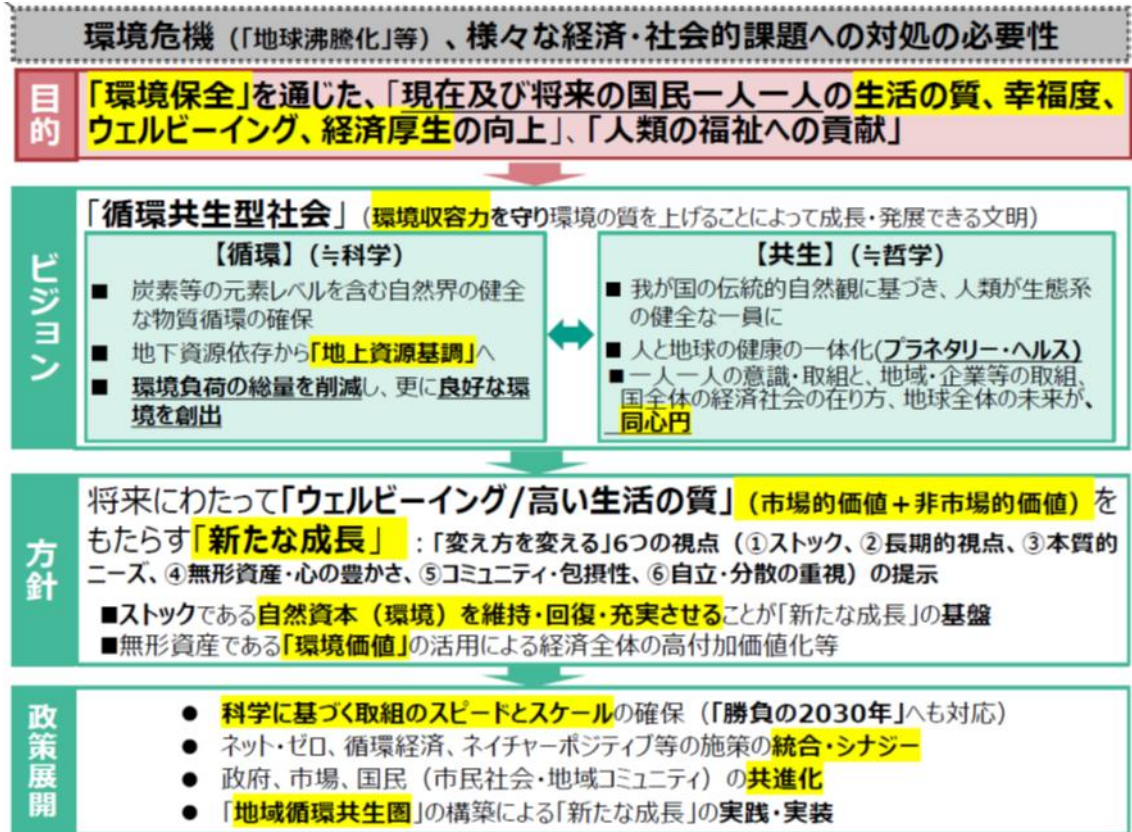
1993年に制定された環境基本法は、我が国の環境政策における基盤となる基本法であり、同法第1条にて、「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする」と定めている。

そして、同法第15条に基づき全ての環境分野を統合する最上位の計画として環境基本計画を定めている。

1994年に第一次環境基本計画が策定され、現在は2024年に閣議決定された第六次環境基本計画に基づき環境施策が展開されている。

第六次環境基本計画の特徴をまとめると以下のとおりである。

目的の転換	環境保全の最上位目的を「国民のウェルビーイング／高い生活の質」に設定。
ビジョン	「循環共生型社会」を掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる文明の構築を図っていく。
重点戦略	グリーン経済システム、自然資本保全、地域循環共生圏、暮らしの質向上、科学技術・イノベーション、国際協調など6分野。
新たな成長概念	GDPだけでなく、自然資本・無形資産（環境価値）・コミュニティ重視の質的成長。
実施の方向性	利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組む。



（出所：環境省 第六次環境基本計画の概要）

3. 山梨県の環境施策の歩み

山梨県における環境施策は、豊かな自然環境の保全から始まり、全国に先駆けた「高山植物保護条例（山梨県高山植物の保護に関する条例）」や「2050年CO₂ゼロやまなし」宣言などの環境先進県として取り組んできた。現在では「P2G（Power to Gas）システム」による水素エネルギー技術の研究・実証といった先端的な脱炭素施策を展開している。

- ・ 1971年：山梨県自然環境保全条例を制定
（自然環境の保全を重要な施策課題として位置付ける）
- ・ 1985年：山梨県高山植物の保護に関する条例を全国に先駆け制定
- ・ 1993年：山梨県環境首都憲章を制定
- ・ 1994年：富士山の自然環境保護を目的にマイカー規制の開始
- ・ 2004年：山梨県環境基本条例を制定
- ・ 2005年：山梨県環境基本計画を策定
- ・ 2009年：「2050年CO₂ゼロやまなし」宣言
（全国に先駆けて、2050年までのCO₂排出量の実質ゼロを表明）
- ・ 2021年：やまなしモデルP2Gシステムの実証実験を開始

2004年に制定した山梨県環境基本条例において、山梨県の環境施策の基本理念として「環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の積極的推進」を掲げている。

（山梨県環境基本条例）

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある

環境が確保されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

4. 山梨県の環境基本計画

山梨県では、上記の環境政策の基本理念に基づく取組を推進していくにあたり、環境基本計画を策定している。この計画は、山梨県環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画として定めている。

2005（平成17）年に山梨県環境基本計画を策定し、直近では2023（令和5）年度に第2次山梨県環境基本計画が目標年次を迎えたことから、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、2024（令和6）年3月に新たに第3次山梨県環境基本計画を策定した。以下に第3次山梨県環境基本計画の概要を記載する。

(1) 計画の基本目標・目指すべき将来像

「基本目標」

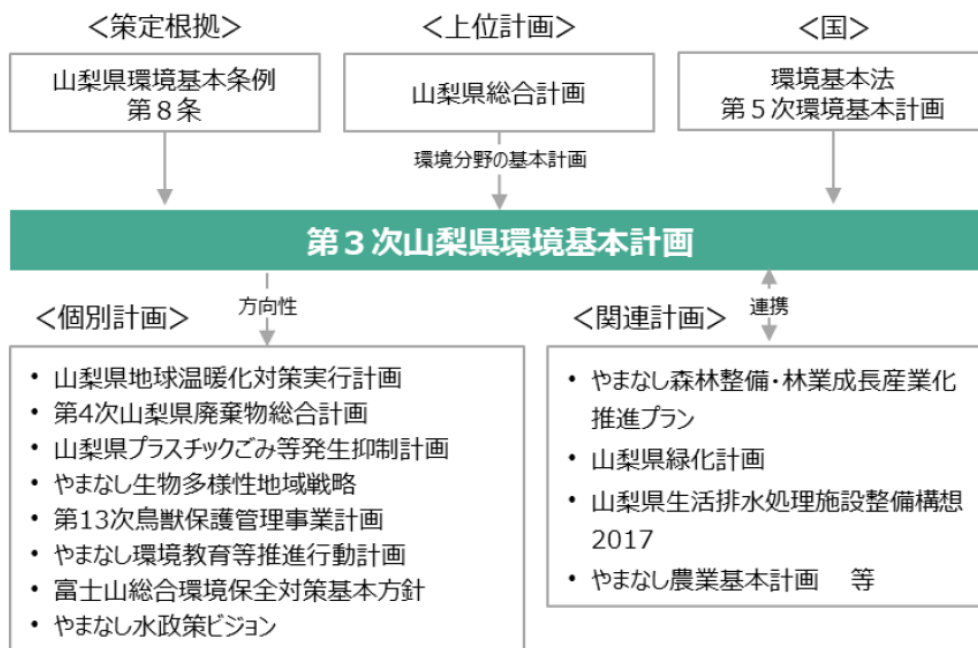
人と地球の豊かさを創り、未来へつなぐふるさと山梨

「目指すべき将来像」

環境に配慮した生活様式や事業活動が定着するとともに、豊かな自然環境の保全と、適正な活用がバランスよく進む、持続可能な社会

(2) 計画に係る法令等の位置付け

本計画は、県政運営の基本指針である県総合計画を環境面から推進する計画として、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画である。山梨県の環境保全に関連する他の個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定し、推進するものとしている。また、県政の各分野の計画等についても、環境に関する事項については、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画と相互に連携しながら、施策の展開・推進を図るものとする。



(出所：第3次山梨県環境基本計画)

(3) 計画の対象

本計画では、「対象とする環境」を、山梨県環境基本条例第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、おおよそ次のとおりとしている。

生活環境	○ 廃棄物、物質循環 等 ○ 大気、水質、騒音・振動・悪臭、地盤沈下、土壤汚染、化学物質 等 ○ 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等
自然環境	○ 森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性* 等
地球環境	○ 地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等

(出所：第3次山梨県環境基本計画)

(4) 計画の期間

2033（令和15）年度を目標年次とする10ヶ年計画（2024年～2033年）。

(5) 施策の展開

計画の基本目標・目指すべき将来像を実現するため、国際社会の一員として当然かつ強力に取り組んでいく分野（第1節～第3節）、日常生活の基礎となる分野（第4節）における施策を展開するとともに、各分野の施策を展開していくために必要となる共通的・基盤的な施策（第5節）を併せて推進していく。また、計画の進捗状況を把握・管理する指標として、計33項目を設定している。

第1節 地球環境の保全

- 1-1 地球温暖化対策の推進
- 1-2 気候変動への適応
- 1-3 オゾン層の保護対策 指標：3項目

第2節 生物多様性・自然環境の保全

- 2-1 生物多様性の保全
- 2-2 自然環境の保全
- 2-3 自然とのふれあいの推進 指標：9項目

第3節 循環型社会の形成

- 3-1 3R+Renewable*の推進
- 3-2 廃棄物等の適正処理の推進
- 3-3 不法投棄の防止 指標：8項目

第4節 生活環境の保全

- 4-1 大気汚染の防止
- 4-2 水質の保全
- 4-3 化学物質による環境汚染の防止
- 4-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止
- 4-5 放射性物質*の監視
- 4-6 魅力ある景観づくり 指標：8項目

第5節 基盤となる施策の推進

- 5-1 環境教育・環境学習等の推進
- 5-2 環境活動・協働取組の促進
- 5-3 環境情報の提供
- 5-4 調査研究・国際協力の推進
- 5-5 DXの推進 指標：5項目

(出所：第3次山梨県環境基本計画)

(6) 重点施策

本計画の基本目標や目指すべき将来像を実現するため、上記(5)の網羅的に推進する施策のうち、本県ならではの強みを発揮し、経済・社会・環境の統合的向上を図りながら、地域循環共生圏の創造に資する施策として、山梨県環境基本条例にも規定される4つの分野を重点分野として位置付けている。これらの分野について、現状と課題を整理し、施策の方向を示している。また、指標として、計16項目（うち再掲8項目）を設定している。

第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

- 1-1 多様な自然環境の保全
- 1-2 優れた景観の保全
- 1-3 富士北麓の不法投棄対策の推進
- 1-4 オーバーツーリズム*対策の推進 指標：4項目

第2節 健全な森林・豊かな緑の保全

- 2-1 森林の多面的機能の発揮の促進
- 2-2 森林環境教育の推進
- 2-3 緑化の推進
- 2-4 ふれあいの機会の提供 指標：4項目

第3節 持続可能な水循環社会づくり

- 3-1 健全な水循環の維持
- 3-2 水環境の保全
- 3-3 ふれあいの機会の提供
- 3-4 水を生かした地域づくり 指標：4項目

第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

- 4-1 美しい景観の保全・整備の推進
- 4-2 環境の保全に資する農業の推進 指標：4項目

(出所：第3次山梨県環境基本計画)

(7) 環境指標

本計画で設定した環境指標の一覧は以下のとおりである。

環境の保全と創造のための施策の展開

1 地球環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	温室効果ガス総排出量	6,744千t-CO ₂ (H25)	3,363千t-CO ₂ (基準年度比▲50%) (R12)	山梨県地球温暖化対策実行計画 (R5～R12) において設定
2	再生可能エネルギー導入目標	1,215MW (R2)	1,756MW (R12)	山梨県地球温暖化対策実行計画 (R5～R12) において設定
3	最終エネルギー消費量削減目標	79,076TJ (H25)	55,139TJ (R12)	山梨県地球温暖化対策実行計画 (R5～R12) において設定

2 生物多様性・自然環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	保護地域及びOECMの面積割合	31% (R4)	50% (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
2	県レッドデータブック掲載絶滅危惧種 (501種) の絶滅リスクの維持または低減	—	絶滅リスクの維持または低減 (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
3	新たな侵略的外来種の封じ込め率	—	100% (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
4	ニホンジカの推定生息数 (階層ベイズ法による中央値)	34,039頭 (R3)	17,000頭 (R12)	第3期山梨県第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画 (R4～R8) において設定
5	環境省・30by30アライアンスの参加者数	4件 (R5)	150件 (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
6	生物多様性の言葉の認知度	74% (R5)	100% (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
7	生物多様性に関連する保全活動団体への支援数	希少種：0件 外来種：1件 (R4)	希少種：10件 外来種：10件 (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
8	農作物被害金額	140百万円 (R4)	123百万円 (R8)	やまなし農業基本計画 (R5～R8) において設定
9	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	54.8% (R1)	70.5% (R9)	山梨県社会資本整備重点計画 (第四次) (R2～R9) において設定

3 循環型社会の形成

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	一般廃棄物総排出量	299千t (H30)	266千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	590g (H30)	468g (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
3	一般廃棄物再生利用率	17.0% (H30)	25.0% (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
4	一般廃棄物最終処分量	19千t (H30)	16千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
5	産業廃棄物総排出量	1,698千t (H30)	1,712千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
6	産業廃棄物再生利用率	52% (H30)	52% (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
7	産業廃棄物最終処分量	21千t (H30)	21千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
8	新たな不法投棄確認箇所数	928箇所 (R1～R4平均)	4年間の平均が R4年度までの過 去4年間の平均 に比べて減少	山梨県総合計画（R5～R8において設定）

4 生活環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	大気汚染に係る環境基準を全ての有効測定局で達成した項目数（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質）	5/5 (R4)	5/5 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
2	大気汚染に係る環境基準達成率（光化学オキシダント）	0/10 (R4)	達成率の向上を図ります。	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	水質汚濁に係る環境基準達成率（河川）（BOD）	22地点中 22地点 (R4)	22地点中 22地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
4	水質汚濁に係る環境基準達成率（湖沼）（COD）	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
5	生活排水クリーン処理率	86.3% (R4)	92.2% (R12)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017（H28～H37）において設定
6	ダイオキシン類の環境基準達成地点数（大気、公共用水域、地下水質及び土壌）	すべての 調査地点で達成 (R4)	すべての 調査地点で達成 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率

7	自動車騒音に係る環境基準達成率	全国達成率	全国の達成率を上回る達成率	環境基本法に基づく環境基準の達成率
8	電線類の地中化延長	134km (R1)	190km (R9)	山梨県社会資本整備重点計画（第四次）（R2～R9）において設定

5 基盤となる施策の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	環境学習指導者派遣事業回数	16回 (H30～R4平均)	67回 (R12) ※実施率100%	やまなし生物多様性地域戦略（R6～R12）において設定
2	森林環境教育・木育の推進	-	森林体験活動や木育等、子どもたちの森林の大切さや木の文化を継承する心を育む事業等が適切に実施されている。	山梨県緑化計画（R6～R15）において設定
3	「緑の教室」受講者数	980人 (R4)	1,400人 (R15)	山梨県緑化計画（R6～R15）において設定
4	企業・団体の森づくり活動の推進	-	企業団体等の森づくりがCO ₂ 吸収認証制度等により促進されることで、幅広い分野において森づくりに対する意識が高まる環境となっている。	山梨県緑化計画（R6～R15）において設定
5	環境情報センター利用者数	4,640人 (R4)	5,000人 (R9)	富士山科学研究所内の環境情報センターの年間利用者数

重点的に取り組む施策

重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	富士山周辺の測定局における大気汚染に係る環境基準を達成した項目数（二酸化硫黄、二酸化窒素）	2/2 (R3)	2/2 (R13)	経過観察指標に係る年次報告書（富士山世界文化遺産協議会）の結果
2	水質汚濁に係る環境基準達成率（湖沼）（COD）（再掲）	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	定点観測地点からの富士山の展望景観の変化	負の影響なし (R4)	負の影響なし (R8)	山梨県総合計画（R5～R8）において設定
4	新たな不法投棄確認箇所数（旧吉田保健所管内）	197箇所 (R1～R4平均値)	4年間の平均がR4年度までの過去4年間の平均に比べて減少	富士・東部林務環境事務所による不法投棄の把握・確認状況の結果

重点2 健全な森林・豊かな緑の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	森林整備の実施面積	6,124ha/年 (H30)	7,300ha/年 (R11)	山梨県社会資本整備重点計画（第四次）（R2～R9）において設定
2	森林環境教育・木育の推進（再掲）	-	森林体験活動や木育等、子どもたちの森林の大切さや木の文化を継承する心を育む事業等が適切に実施されている。	山梨県緑化計画（R6～R15）において設定
3	「緑の教室」受講者数（再掲）	980人 (R4)	1,400人 (R15)	山梨県緑化計画（R6～R15）において設定
4	森林公園、清里の森の利用者数	475千人/年 (R4)	550千人/年 (R8)	山梨県総合計画（R5～R8）において設定

重点3 持続可能な水循環社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	水質汚濁に係る環境基準達成率（河川）（BOD）（再掲）	22地点中 22地点 (R4)	22地点中 22地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
2	水質汚濁に係る環境基準達成率（湖沼）（COD）（再掲）	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	生活排水クリーン処理率（再掲）	86.3% (R4)	92.2% (R12)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017（H28～H37）において設定

4	身近な自然環境や動植物の 生息・生育・繁殖環境に配慮 した河川整備計画における 河川整備率（再掲）	54.8% (R1)	70.5% (R9)	山梨県社会資本整備重点計画（第四 次）（R2～R9）において設定
---	------------------------------------------------------------	---------------	---------------	-------------------------------------

重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	電線類の地中化延長（再 掲）	134km (R1)	190km (R9)	山梨県社会資本整備重点計画（第四 次）（R2～R9）において設定
2	多面的機能支払交付金によ る取組面積	7,508ha (R4)	7,600ha (R8)	やまなし農業基本計画（R5～R8）にお いて設定
3	有機農業に取り組む面積	234ha (R3)	300ha (R8)	山梨県環境負荷低減事業活動の促進 に関する基本的な計画（R5.3.30策定） において設定
4	やまなし4パーミル・イニシ アチブ農産物等認証制度の 取組面積	4,852ha (R3)	7,300ha (R8)	山梨県環境負荷低減事業活動の促進 に関する基本的な計画（R5.3.30策定） において設定

（出所：第3次山梨県環境基本計画）

5. 監査対象とした施策事業

第3次山梨県環境基本計画に係る施策事業について、公表されている「令和6年度環境施策の概要」から令和6年度決算額が5百万円以上の事業を中心として、金額的及び質的に重要であると判断した事業を監査対象として選定した。監査対象とした施策事業は以下のとおりである。なお、令和6年度の包括外部監査の対象である旧林政部に係る事業については監査対象事業から除外している。

所管課	No.	事業	令和6年度 決算額 (千円)
森林環境部 森林環境政策課	1	山梨県富士山科学研究所の運営経費等	284,458
森林環境部 自然共生推進課	2	生物多様性保全事業費	6,734
	3	鳥獣保護費	11,610
	4	ニホンジカ保護管理事業費、特定鳥獣適正管理事業費補助金、中央線沿線ニホンジカ緊急捕獲事業費	196,635
	5	狩猟管理指導事業費、鳥獣保護管理人材確保・育成事業費、管理捕獲従事者等研修施設整備費	36,360
	6	ハヶ岳自然ふれあいセンター管理事業費	40,860
	7	「名水の地」ブランド化推進事業	19,292
	8	公益財団法人やまなし環境財団	(※1)
森林環境部 環境整備課	9	プラスチックスマート推進事業費	7,140
	10	排出実態の把握及び施策の推進等	5,698
	11	不法投棄防止対策事業費	19,368
	12	一般廃棄物処理施設整備指導費	5,949
	13	産業廃棄物最終処分場管理事業費	470,114
	14	環境整備事業団改革プラン策定事業費	17,825
	15	公益財団法人山梨県環境整備事業団	(※1)
森林環境部 大気水質保全課	16	大気汚染状況の常時監視費	33,095
	17	有害大気汚染物質モニタリング調査事業費	5,394
	18	微小粒子状物質(PM2.5)成分分析費	8,461
	19	公共用水域水質測定事業費	27,777
	20	山梨県浄化槽設置整備事業補助金	51,478
	21	地盤沈下調査事業費	9,685
	22	環境放射能水準調査事業費	13,716

所管課	No.	事業	令和6年度 決算額 (千円)
新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課	23	再エネ設備導入支援事業費補助金	135,020
	24	脱炭素化推進事業費補助金	121,812
	25	公共交通電気事業車等導入支援事業費補助金	53,299
	26	水素エネルギー普及啓発イベント開催	9,805
	27	ゼロカーボンやまなし推進事業費	5,242
	28	県有施設LED照明整備事業費	1,357,485
教育委員会事務局 社会教育課	29	八ヶ岳少年自然の家運営費	132,409
	30	公益財団法人山梨県青少年協会	(※1)
産業政策部 産業政策課	31	省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 (対象：中小企業者等)	1,434,274
福祉保健部 福祉保健総務課	32	同上（対象：医療機関・高齢者施設等）	336,576
農政部 果樹・6次産業振興課	33	同上（対象：農業従事者等）	240,952
総合県民支援局 まなび支援課	34	同上（対象：小学校等を設置する学校法人）	38,507
総合県民支援局 子育て・次世代サポート課	35	同上（対象：幼稚園・保育所等）	22,189
産業政策部 成長産業推進課	36	水素・燃料電池分野基幹産業化推進事業費	38,164
	37	やまなし水素・燃料電池産業プレゼンス向上 事業	7,920
産業政策部 産業振興課	38	商工業振興資金融資制度（環境対策融資を含む）	49,770,618
県土整備部 景観まちづくり室	39	屋外広告物指導取締費	21,185
企業局 電気課	40	水力発電設備改良費、修繕費等	1,254,319
	41	小水力発電所建設費	0 (※2)
企業局 新エネルギーシステム推進課	42	P2Gシステム研究費（事業外固定資産管理 費）	1,332,463
	43	米倉山太陽光発電等普及啓発費	13,718
	44	株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー	(※1)

(※1) 県出資法人

(※2) 該当年度に工事契約があるため事業を抽出

Ⅲ. 外部監査の結果の総括

1. 総括的意見

今回、「環境保全対策に関する財務事務（林政に関する事務・事業を除く）の執行」について監査を実施した。監査の結果については、「Ⅲ. 2. 指摘事項又は意見事項の一覧」に記載しているとおりである。

ここでは、「指摘事項又は意見事項」について、特に重要と判断したものを総括事項として記載する。

(1) 環境施策に係る開示について

山梨県は、豊かな自然環境を保全するために環境先進県として取組を進め、現在も水素エネルギー技術の研究・実証といった先端的な脱炭素施策を展開している。県民としても環境に関する課題について関心が高いと考えられることから、環境施策の内容及びその結果については積極的に開示することが求められる。監査の過程で、県が環境に係る施策事業に真剣に取り組まれていることを確認できたが、取組の結果（事業の有効性、経済性、効率性を含む）が県民に十分に伝わっているかは疑問が残る。下記の提言が県民の理解に資する改善につながることを期待したい。

まず、当然のことながら、環境施策の内容及びその結果については正確な内容で公表すべきである。県が公表している環境基本計画や環境白書の一部に誤りが発見されたことから、同様の誤りの発生を防止するために公表する内容の検証体制を強化する必要がある（No. 2 公表資料の検証体制について）。

また、山梨県環境基本計画は10年にわたる長期の計画であることから、環境施策の進捗状況について県民がより理解しやすくなるための工夫を要望する（No. 4 環境指標の達成状況について）。

その他の事案として、県有施設に第三者の資本で太陽光発電設備等補助対象設備を設置することに対して、第三者に補助金を供与する事業がある。この効果として、既存の電気事業者からの購入量を減らすことで、二酸化炭素の排出削減に寄与すると同時に、第三者から安価に電気を購入することで、県は経済的にもメリットを得ることができる。環境施策の効果としても、補助金の有効性・経済性の検証の観点からも、補助金による二酸化炭素排出量削減実績と電気料削減効果実績を広く県民に開示するよう要望する（No. 34 補助金の効果検証と開示について / No. 35 補

助金による CO₂削減効果の開示について。

水素エネルギー技術に関連した P2G システム事業は、先進モデルとして注目されており、県民の認知度も高いため、決算書上で P2G システムの収益費用が容易に把握できるような開示を検討すべきである (No. 65 決算書の開示内容の明瞭化について / No. 66 セグメント情報の拡充について)。

(2) 積算業務について

委託費の積算業務においては、品質の確保、法令への適合、材料費・労務費の価格変動の反映などを考慮して適正に積算を行うことが求められる。監査の過程において、積算項目に一部、諸経費が積算されていなかったり、標準設計の諸経費率を使用していなかったりする設計方法が散見された。いわゆる間接経費について統一した設計手法を再度確認して必要な業務の標準化を図り、諸物価高騰に対応する諸経費率を適切に設定して、契約にあたり十分な経費を見積るよう検討されたい

(No. 27 諸経費の適正な積算について / No. 30 諸経費積算の不備について)。

また、直接業務費の算定にあたって、一定率の減額調整率を掛けることに関して合理的な根拠を示した資料が見受けられない事案があった。この事案の場合、入札参加者の予定価格超過、入札の辞退が発生しており、予定価格の基礎となる積算金額の算定において、一定の掛率を使用していることに経済的な合理性があるかどうか、慎重に精査する必要があるものと考えられる。業務委託の積算にあたって、各段階で一定の掛率を使用する場合には、客観的で合理的な説明を予定価格調書等に記載することで、検証可能な業務の標準化を目指すよう要望する (No. 22 掛率使用の合理的な根拠について)。

(3) 補助金について

財源が限られる中で効果的な補助事業を実施するためには、補助金の有効性・経済性の検証は重要である。

事案として、中小企業・小規模事業者等に対して、エネルギーコスト削減及び経営体質強化に資する省エネルギー設備、再生可能エネルギー発電設備の導入費用の一部を補助する事業がある。設備投資による法定耐用年数の期間にわたるエネルギー費用削減見込金額が、補助額を大きく下回る事業が散見された。エネルギーコスト削減という補助金の趣旨に鑑みると、コスト削減効果見込み額以上の補助は過剰

とも考えられる。補助金の設計として、コスト削減効果と補助額のバランスを考慮する対応が望まれる（No. 48 補助金の有効性・経済性について）。

また、補助金の対象についての課題を提言として記載した。既存設備の廃棄費用の取扱い、中古品の取扱い、中小企業要件、企業グループ内での事業経費の取扱いについては、補助金の公平性を担保するための提言として検討いただきたい。

（No. 47 補助対象外経費である既存設備の廃棄費用について / No. 49 補助対象設備として中古品の検討について / No. 50 補助対象者として中小企業要件の検討について / No. 51 補助対象経費の適切な算定方法について）。

(4) 委託について

委託費の検査は、支出内容が適正であるか、遂行状況が適切かを最終的に確認する重要な業務である。検査が不十分であると、不適切な委託費の支出がまかりとおりがねないため、適切な検査業務が求められる。

「検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない」（地方自治法施行令第167条の15第2項）とされており、適切な検査業務は客観的かつ合理的な書類に基づき行わなければならない。

監査の過程において、委託先からの実績報告書の記載誤り（No. 15 実績報告書の精査について）、再委託の実態の把握漏れ（No. 39 委託先実態の適正な把握について）、委託先からの請求書内容の不整合（No. 40 委託業務内容の適切な検査について）の事案が発見された。これらは、委託費の適切な検査業務が遂行できていなかったと考えられることから、検査業務の重要性を再認識いただきたい。

2. 指摘事項又は意見事項の一覧

監査の結果、指摘事項は18件、意見事項は49件であった。

監査対象となる事務の執行が法令や条例等の規定に違反するもの、また、明確に違反するものではないが妥当性を欠くもの（不当と判断したもの）については「指摘事項」とした。

経済性・効率性等の観点からの事務の改善に向けた提言については「意見事項」とした。

No.	内容	指摘	意見	ページ
1. 山梨県環境基本計画全体				
1	環境基本計画の推進体制について		○	29
2	公表資料の検証体制について	○		31
3	環境に関するアンケート調査について		○	32
4	環境指標の達成状況について		○	33
5	環境指標と施策目標について		○	35
2. 森林環境部 森林環境政策課				
6	金庫内部の現物管理について	○		42
7	使用不可能又は使用見込がない物品の整理について		○	44
8	e-Tax及びeLTAXを活用した業務の効率化について		○	44
3. 森林環境部 自然共生推進課				
9	非該当者への補助金交付について	○		56
10	補助金徴求書類の不備について	○		56
11	備品表示シールの貼付漏れについて	○		62
12	公募型プロポーザル方式の応募条件の工夫について		○	62
13	事業に係る長期的な目標の設定について		○	66
14	財団の組織変更の検討について		○	68

No.	内容	指摘	意見	ページ
4. 森林環境部 環境整備課				
15	実績報告書の精査について		○	71
16	参加者アンケートの記載項目について		○	72
17	監視員の給与水準の見直しについて		○	80
18	業務管理の検査項目について		○	81
19	備品台帳の定期的な更新について		○	100
20	財務諸表（注記表）の記載について		○	101
21	土地の減損処理について	○		102
5. 森林環境部 大気水質保全課				
22	掛率使用の合理的な根拠について		○	107
23	観測機器の更新計画の策定について		○	109
24	積算時の見積平均単価の算定方法について		○	114
25	積算時の見積単価の採用ルールについて		○	119
26	仕様書における技術者要件の記載について		○	120
27	諸経費の適正な積算について	○		124
28	補助金確定に至る進捗管理の方法について		○	129
29	補助金交付決定額と確定額の対応関係の明確化について		○	129
30	諸経費積算の不備について	○		136
31	積算及び契約金額の合理性の文書化について		○	140

No.	内容	指摘	意見	ページ
6. 新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課				
32	一般競争入札における予定価格の定め方について		○	144
33	入札価格の内容の検討について		○	145
34	補助金の効果検証と開示について		○	148
35	補助金によるCO ₂ 削減効果の開示について		○	150
36	補助対象財産の実在性確認資料について		○	153
37	所有者確認資料の徴求時期について		○	153
38	事業内容に適した入札方法について		○	156
39	委託先実態の適正な把握について	○		158
40	委託業務内容の適切な検査について	○		159
41	低入札価格調査による入札価格への影響について		○	163
7. 教育委員会事務局 社会教育課				
42	指定管理施設に係る開示情報の根拠資料について		○	171
43	標本の台帳管理について		○	172
44	大規模修繕の公有財産台帳への掲載について		○	172
45	用途廃止した財産の台帳整理について	○		173
46	適切な利用料金の設定について		○	173
8. 産業政策部 産業政策課/福祉保健部 福祉保健総務課/農政部 果樹・6次産業振興課/ 総合県民支援局 まなび支援課/総合県民支援局 子育て・次世代サポート課				
47	補助対象外経費である既存設備の廃棄費用について	○		178
48	補助金の有効性・経済性について		○	179
49	補助対象設備として中古品の検討について		○	180
50	補助対象者として中小企業要件の検討について		○	180
51	補助対象経費の適切な算定方法について		○	181
52	補助対象者の適切な情報開示について	○		182

No.	内容	指摘	意見	ページ
10. 産業政策部 産業振興課				
53	環境対策融資に係る説明資料の工夫について		○	190
11. 県土整備部 景観まちづくり室				
54	台帳等の共通化・システム化について		○	195
55	旅行命令簿の作成について	○		197
56	適切な権限者による旅行命令について	○		198
57	合理的な旅行命令方法の検討について		○	198
58	現地調査の人員体制について		○	198
59	出先機関における内部統制の見直しについて		○	203
60	業務計画の作成及び業務マニュアルの整備について		○	204
61	違反是正要領に基づく適正な指導の実施について	○		205
62	道路不法占用等の事案の情報共有について	○		205
12. 企業局 電気課				
63	一般会計繰出に係る要綱の改定について	○		213
64	1者応札の原因分析について		○	215
13. 企業局 新エネルギーシステム推進課				
65	決算書の開示内容の明瞭化について		○	220
66	セグメント情報の拡充について		○	222
67	「美術品」勘定の別掲について		○	224